

令和5年7月20日

第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後3時00分から午後4時12分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	<del>5番 川口 美奈子</del>	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	<del>25番 佐藤 薫</del>
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	<del>31番 遊佐 一夫</del>
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

5番川口美奈子委員

農地利用最適化推進委員

25番佐藤薫委員、31番遊佐一夫委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第42号 現況確認証明申請について

第4 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第9 議案第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の承認について

## 7 農業委員会事務局職員

農地係長 湯田匡史      農地係 管崎裕一

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長      これより、令和5年第7回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長      委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、25番佐藤薫委員、31番遊佐一夫委員から、欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長      それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長      それでは、13番佐藤孝志委員、14番佐藤美由紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長      日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第3、議案第42号「現況確認証明申請について」を議題といたします。


事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。


議案第42号現況確認証明申請について

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、外7筆、登記地目・畑・田、現況地目・原野・山林、面積計3,653平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号2、農地の所在・、登記地目・田、現況地目・田、面積257平方メートル、非農地の事由、今後、耕作する予定がないことから、

地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]外2筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,418平方メートル、非農地の事由、長期間に渡り耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積753平方メートル、非農地の事由、今後耕作する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 議案第42号、番号1及び番号3と番号2及び番号4について分けて採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第42号番号1及び番号3について、原

案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号、番号1及び番号3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第42号番号2及び番号4について、農地と判定し非農地と認めないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号、番号2及び番号4については農地と判定し非農地と認めないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第4、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲渡人と譲受人それぞれの自作地の交換のため、申請地を所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4及び番号5につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第43号、番号1から番号5について採決いたします。

議案第43号、番号1から番号5について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）



議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第43号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第5、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和5年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。昭和46年頃に建築した住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号2、現住居は災害による被害を受けていますが、崖地により建替えが出来ないため申請地に農家住宅を建築します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置

するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、周辺地域は宅地化が進んでおり、集合住宅の需要が見込まれるため、申請地に集合住宅を建築します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号4、一時転用になります。将来、申請地に住宅建築を計画しているため、上下水道管整備を行います。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、事後申請になります。昭和49年頃に建築した住宅等が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、事後申請になります。昭和39年頃に建築した住宅等が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、キャンプ場の需要が見込まれるため、申請地にキャンプ場を設置します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性

の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第44号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第44号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第6、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第46号番号7と同一事業になります。当初計画者である有限会社[REDACTED]が排水管理設地を管理する計画でありましたが、現使用者に譲渡す計画に変更したため申請します。

番号2、譲受人は倉庫及び資材置場の設置を計画しましたが、社会情勢の変化等により倉庫の建築が困難となったため、土地利用計画を変更します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許しま

す。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第45号、番号1及び番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第45号、番号1及び番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に日程第7、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号5について[ ]委員が、番号10について[ ]委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第46号番号5を審議することとしますので、

[ ]委員の退席を求めます。

( [ ]委員　退席)

議長（奥平貢市）会長　議案第46号番号5について、事務局の説明を求め

ます。

事務局 議案書 1 1 ページをご覧ください。

議案第 4 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和 5 年 7 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書 1 2 ページをご覧ください。

番号 5、現住居が手狭であるため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公  
共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第  
一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第46号番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第46号番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員　復席)

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第46号番号10を審議することとしますので、委員の退席を求めます。

(委員　退席)

議長（奥平貢市）会長　議案第46号番号10について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書15ページをご覧ください。

番号10、一時転用になります。イベント開催にあたり、駐車場の不足が見込まれるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

す。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第46号、番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第46号番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）



議長（奥平貢市）会長　次に、議案第46号、番号1から番号14のうち、番号5及び番号10を除く12件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書11ページをご覧ください。

番号1、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和52年頃に建築した倉庫の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して倉庫を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号3、今後の生活を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、事後申請になります。昭和47年頃から駐車場として使用している

申請地が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、既存駐車場が手狭であるため申請地に駐車場を設置します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、議案第45号番号1と同一事業になります。申請地を現在排水管の埋設地として使用している譲受人へ所有権移転します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号8、周辺地域は宅地化が進んでおり、宅地分譲の需要が見込まれるため申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号9、今後の生活を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書 15 ページから 16 ページをご覧ください。

番号 11 から番号 13、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものがあります。

番号 14、事後申請になります。平成 9 年頃に植林を行った申請地が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

担当委員の調査結果の報告（省略）

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第46号、番号1から番号14のうち、番号5及び番号10を除く12件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第46号、番号1から番号14のうち、番号5及び番号10を除く12件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に日程第8、議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書17ページをご覧ください。

議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年7月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書22ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区12筆、18,526平

方メートル。安達地区6筆、9、161平方メートル。東和地区3筆、301、808平方メートル。合計21筆、329、495平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書17ページの番号1から議案書20ページの番号8になります。

また、議案書18ページの番号2から議案書20ページの番号8については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号8につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第47号、番号1から番号8について採決いたします。

議案第47号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第47号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第48号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

議案第48号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。

令和5年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は、農地中間管理機構である「福島県農業振興公社」が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき農業委員会の意見を求めるものです。

なお、権利の設定を受ける者は[REDACTED]となります。また、同法第18条第5項に係る貸付相手方に関する要件「農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」及び「必要な農作業に常時従事すると認められる」について確認を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第48号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は  
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第48号、番号1について  
は、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後4時12分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年7月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 孝志

署 名 委 員 佐藤美由紀